

県道富士公園太郎坊線及び県道富士宮富士公園線における交通事故等の処理要領の制定について

(平成6年8月8日甲通達交企ほか第41号)

県道富士公園太郎坊線及び県道富士宮富士公園線における交通法令違反の取締り、交通事故の取扱い及び交通規制の実施(以下「交通事故等」という。)の処理要領を次のとおり定め、平成6年8月8日から実施することとしたので効果的な運用に努められたい。

なお、「表富士有料道路及び長尾スカイラインにおける交通及び刑事事件の処理要領について」(昭和47年甲通達交指第43号、甲通達交企第43号、甲通達運第43号、甲通達捜一第43号)は、廃止する。

記

第1 交通事故等の処理要領

県道富士公園太郎坊線及び県道富士宮富士公園線における交通事故等の処理は、発生地を管轄する警察署(以下「管轄警察署」という。)において取り扱うことを原則とする。ただし、その管轄が富士警察署に属する区域においては、別表に定めるところにより行うものとする。

第2 関係警察署長の相互協力

関係警察署長は、県道富士公園太郎坊線及び県道富士宮富士公園線において発生した交通事故等の処理に当たっては、その特殊性をよく理解し、相互に緊密な連携を保持するとともに、積極的な協力を行うものとする。

別表

種類	処理項目	処理要領
交通法令違反	告知及び検挙	富士宮警察署で処理する。
	告知及び検挙件数の統計	富士宮警察署に計上する。
交通事故事件	交通事故事件	富士宮警察署で処理する。
	事故発生件数の統計	富士警察署に計上する。
仮停止・仮禁止事案	仮停止・仮禁止対象事案の速報	富士宮警察署長は、富士警察署長に通報する。
	仮停止・仮禁止の要否の決定	富士警察署長は、富士宮警察署長と協議の上、要否を決定する。
	仮停止・仮禁止対象事務の執行	富士警察署長は、必要な事項の執行を富士宮警察署長に依頼する。
交通規制の上申	公安委員会の交通規制	富士宮警察署長が、上申手順をとるとともに、富士警察署長に通報する。
	警察署長の交通規制	富士宮警察署長が、富士警察署長に意見を付し、要請する。
備考 仮停止・仮禁止対象事案を速報するときは、仮停止及び仮禁止の事務処理要領について（平成6年甲通達運教第53号）に規定する「仮停止・仮禁止事案発生速報」により通報する。		